

公文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書

こ女第 240 号
令和8年6月4日

仲村 覚 殿

沖縄県知事 玉 城 康 裕



令和8年5月21日付けで請求のあった公文書の開示については、沖縄県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の存否を明らかにしないで開示しないことを決定したので通知します。

1 公文書の表示 〔開示請求者が請求した内容〕	令和8年3月27日から同年4月10日までの間において、当課(女性力・ダイバーシティ推進課)の職員が、沖縄タイムス等の報道機関に対して、仲村覚氏に関する情報提供、レクチャー、あるいは取材対応を行った際の対応記録、電話メモ、送信した電子メール、および取材対応の可否を決定した際の内部決裁文書一切。
2 公文書の存否を明らかにしない根拠規定及び当該規定を適用する理由	沖縄県情報公開条例第10条に該当 本件開示請求内容に対しては、公文書の存否を答えること自体が個人の権利利益を侵害することとなり、同条例第7条第2号により不開示とすべき情報を開示することとなるので存否を答えることはできません。
3 事務担当課(室・所)	沖縄県女性力・ダイバーシティ推進課 〔電話番号 (098) 866-2500 内線〕
4 備考	

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。